**執行役員規程（雇用契約による場合）**

第１章　総　　則

（目的）

第１条　この規程は、執行役員の就業条件および服務規律について定める。

２．この規程に定める事項以外のことについては、法令、定款、従業員就業規則および取締役会の定めるところによる。

（定義）

第２条　執行役員とは、取締役会によって選任され、業務執行をそれぞれ分担して行う責任者のことをいい、純粋な使用人として個別業務分野の執行責任を負うものとする。

（忠実義務）

第３条　執行役員は、取締役会および代表取締役の統括の下に職務の執行を行い、取締役とともに経営の責任者の一翼を担うことを自覚し、他の規範となるよう常に研鑽を重ねて誠実かつ忠実に執行役員としての職務を全うする義務を負い、もって社業の発展に努めるものとする。

第２章　就　　任

（選任）

第４条　執行役員は、取締役の推薦に基づき、取締役会の決議によって選任されるものとする。

（執行役員の地位）

第５条　執行役員は、取締役に準じるものであり、従業員の最高位と位置付ける。

（任期）

第６条　執行役員の任期は１年とし、年１回の評価に基づき、取締役会で任免・昇任を決議するものとする。

第３章　退　　任

（退任）

第７条　執行役員が次の各号のいずれかに該当するときは、退任とする。

（１）任期満了

（２）辞任

（３）解任

（４）死亡

（５）執行役員の資格を喪失

（辞任）

第８条　執行役員が辞任する場合は、３ヶ月前までに取締役会に届け出るものとする。ただし、特段の事由がある場合はこの限りでない。

２．執行役員を辞任し、会社を退職する場合は、職務の引継を完了し、かつ辞任後といえども、その責務に係る職務については責任を負い、会社が必要と認めたときは会社に協力するものとする。

（解任）

第９条　執行役員に不正あるいは不当な行為があった場合、または執行役員としての適格性に問題があると認められた場合には、取締役会の決議によって解任することができる。

（資格喪失）

第１０条　執行役員が、法令に定める取締役の欠格事由と同一の事由に該当したときは、執行役員の資格を喪失するものとする。

（従業員身分との関係）

第１１条　執行役員を退任した者は、別段の取り決めがある場合を除いて、原則として従業員として会社との雇用関係が継続するものとする。

第４章　服　　務

（権限）

第１２条　執行役員は、取締役会の決定に基づいて、会社の業務執行を分担する。

（責務）

第１３条　執行役員は、業務執行の責任者としての責任を常に自覚し、善良なる管理者としての注意をもって業務にあたらなければならない。

（報告義務）

第１４条　執行役員は、取締役会または代表取締役の求めに応じて、自己の担当する業務執行の状況について報告しなければならない。

２．執行役員は、原則として毎月１回「業務執行報告書」を代表取締役に提出しなければならない。

（機密保持）

第１５条　執行役員は、業務上知り得た会社の秘密を保持し、会社に対して不名誉あるいは不利益となるような言動および行為をしてはならない。

２．前項については、退任後も遵守しなければならない。

（禁止事項）

第１６条　執行役員は、次に定める事項をしてはならない。

（１）会社法その他の法令または会社の規則等に定める義務に違反すること。

（２）従業員を社用以外の目的に使用すること。

（３）会社の承認なく、会社内において宗教活動または政治活動をすること。

（４）会社の承認なく、自己または第三者のために取引を行うこと、会社の事業以外の事業を営むこと、その他内職等兼業をなすこと、または他の事業に参加することによって個人的な収入を得ること。

（５）職務上の地位を利用して手数料・リベート等の金品を収受すること。

（６）性的嫌がらせとなる行為等、従業員および社外の関係者に不安感・不信感を抱かせ、または動揺を起こさせる言動をすること。

（７）職務上知り得た秘密を正当な理由なく会社の内外に漏洩または開示すること、または会社の名誉または信用を害するような行為または言動をすること。

（８）職場の秩序を乱すような行為をすること。

（９）会社の資産を会社の承認なく社用以外の目的に流用、利用すること。

（10）その他、会社の利益を害する一切の行為。

（勤務）

第１７条　執行役員の勤務は、従業員就業規則の定めるところに準じるものとする。

（出張などの扱い）

第１８条　執行役員が出張する場合は、役員出張旅費規程の定めるところにより、取締役に準じて扱う。

第５章　報　　酬

（報酬・賞与）

第１９条　執行役員の報酬・賞与は、執行役員報酬規程に基づき、取締役会で決定する。

（支給日・支払方法）

第２０条　執行役員の報酬・賞与の支給日は、原則として従業員と同様とする。

第６章　執行役員会

（執行役員会の目的）

第２１条　執行役員会は、取締役会における決定事項の周知および執行役員相互の連絡・連携を目的とする。

（構成）

第２２条　執行役員会は、執行役員全員で構成される。

（開催・招集）

第２３条　執行役員会は、原則として毎月１回開催するものとし、その他必要に応じて代表取締役が招集するものとする。

附　則

（施行日）

本規則は、○○○○年○○月○○日から施行する。